

(別紙)

申述に必要な戸籍関係

1 法定相続情報一覧図を提出する場合

- 被相続人の法定相続情報一覧図（申述人が相続人であることが判明するもの）
 - ※ 同一覧図から判明しない相続関係については、別途戸籍謄本などを提出する必要があります。
- [法定相続情報一覧図に被相続人の本籍の記載がない場合] 被相続人の戸籍謄本

2 法定相続情報一覧図を提出しない場合

(1) 全ての場合に必要な書類

- 被相続人の死亡の記載のある戸籍謄本
- 被相続人の住民票除票又は戸籍附票（戸籍謄本と戸籍附票は別の書類です。）
- 申述人の現在の戸籍謄本（3か月以内に発行されたもの）
- ※ **【申述人が被相続人の配偶者及び被相続人の子の場合】**は、以上の書類の提出で原則足りません。

(2) (1)に追加して必要な書類

【申述人が第1順位相続人（被相続人の子の代襲者(孫・ひ孫等)）の場合】

- 被代襲者（本来の相続人）の死亡の記載のある戸籍謄本

【申述人が第2順位相続人（被相続人の父母・祖父母等(直系尊属)）の場合】

- 被相続人の出生時から死亡時までの全ての戸籍謄本
- [被相続人の子及びその代襲者で死亡している方がいる場合]
その子及びその代襲者の出生時から死亡時までの全ての戸籍謄本
- [被相続人の直系尊属（申述人より下の代の直系尊属に限る（例：申述人が祖母の場合、父母））に死亡している方がいる場合]
その直系尊属の死亡の記載のある戸籍謄本

【申述人が第3順位相続人(被相続人の兄弟姉妹及びその代襲者(おいめい))の場合】

- 被相続人の出生時から死亡時までの全ての戸籍謄本
- [被相続人の子及びその代襲者で死亡している方がいる場合]
その子及びその代襲者の出生時から死亡時までの全ての戸籍謄本
- 被相続人の直系尊属の死亡の記載のある戸籍謄本
- [申述人が代襲相続人（おいめい）の場合]
被代襲者（本来の相続人）の死亡の記載のある戸籍謄本